

児童虐待対応訓練を実施します

「児童虐待が行われているおそれがある」等の通告があり、児童の安全確認ができない場合に行う「臨検・搜索」について、児童相談所と警察の合同で想定訓練を実施します。

1 日時

令和7年11月19日（水）午後2時30分から午後3時30分

2 場所

群馬県警察学校

（前橋市元総社町80番地5 電話027-251-2590）

3 訓練の流れ

- ①挨拶（生活こども部長、県警本部生活安全部長）
- ②訓練想定事例の説明
- ③臨検搜索訓練
- ④意見交換・講評

4 訓練内容

（1）想定内容

児童相談所に近隣住民から、「最近、毎日のように男性の怒鳴り声や子どもの『パパ痛い』との泣き声が聞こえる。時々、ドンという大きな音も聞こえる」との通告を受け、児童相談所職員がその家庭に訪問するが、保護者の訪問拒否により児童に面会ができませんでした。

関係機関と協議の上、「立入調査」を実施しましたが、保護者の拒否により、児童と面会できなかったため、児童相談所は裁判所から「臨検・搜索許可状」を得た上で、警察署長に対し援助要請を行い、警察官の協力を得つつ、対象世帯に対する「臨検・搜索」を行います。

（2）訓練内容

ア 立入調査

児童の安全を確認するため、居宅への立入調査を行いますが、保護者が拒否したため、保護者に対し必要な告知を行い、臨検・搜索に移行します。

イ 臨検・搜索

保護者は在宅しているが、ドアを開けようとしなない(施錠されている)ため、児童相談所職員が強制的に解錠して居宅内に立ち入り、警察官と連携の上、抵抗する保護者を説得・制止し、児童相談所職員が児童を保護します。

5 参考

(1) 本訓練は、平成22年度から毎年開催しているものです。

(2) 立入調査とは（児童虐待防止法第9条）

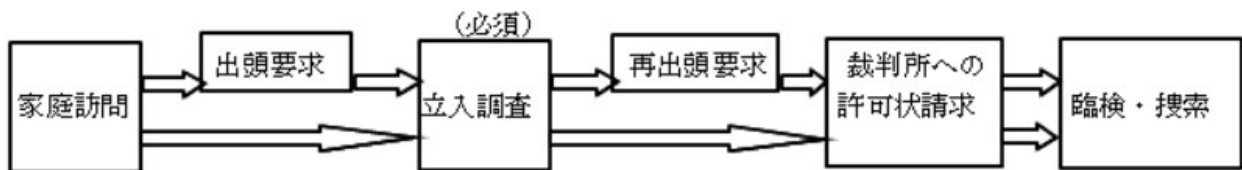
児童虐待が行われているおそれがあるとき、児童福祉司等が児童の住居等に立ち入り、必要な調査や質問を行うことができる。

(3) 臨検・搜索とは（児童虐待防止法第9条の3）

臨検とは、実力行為を伴い、住居等に立ち入ること。

搜索とは、住居等につき、強制処分として人の発見を目的に探し出す行動のこと。

(4) 児童の安全確認・安全確保のプロセス



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

